

安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施

確認事項

安全に作業を行うための服装や保護具を着用し、適切に管理を行うこと

取組事項

安全に作業を行うための服装や保護具を着用し、適切に管理を行う。

解説

<具体的な取組例>

機械の使用に際しては、回転部に頭髮や衣類等が巻き込まれないように、髪の毛をまとめる、帽子をかぶる、袖口をしめるなど、髪型、服装にも注意する。

必要な書類（参考様式）

- ・ 農作業安全対策に向けたチェックシート（様式 22）

茶園の枕地を確保していること

確認事項

機械が安全に旋回できるように、茶園の枕地を確保すること

取組事項

機械が安全に旋回できるように、茶園の枕地を 3 m 以上確保する。

清潔な水・救急箱の用意，連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて，農作業従事者等に周知

確認事項

- (1) 清潔な水・救急箱を用意していること
- (2) 連絡方法などを含めた事故対応手順を定め，農作業従事者等に周知していること

取組事項

- (1) 傷口，目，口を洗い流すために十分な量の清潔な水と救急箱を用意する。
- (2) 事故発生時の対応手順，連絡先，連絡方法を定めた一覧を作成し，情報共有する。

解説

<具体的な取組例>

事故発生時にすぐ対応できるよう，連絡先リストを作業場やトラック等に提示します。



図1 救急道具の準備

いつでも使える位置に，必要な救急道具を常備します。

農場で起こる事故を想定し，相応しい道具（タオル，清潔な水，ポイズンリムーバー，冷温シップ等を含む）を整えます。

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・ 事故・災害発生時の対応（様式 18）

農場経営管理

農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理，労働安全，環境への配慮に関する入場時のルールを定めて，農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知

確認事項

農場への入場時のルールを定めて，農場入場者に対して周知していること

取組事項

農場入場時の服装，手洗い・トイレの利用，場内での飲食・喫煙禁止等のルールを作成し，遵守するよう情報を共有する。

解説

作業者が農場のルールを守っていても，農場にやってきた納品業者，機械整備等の事業者，見学者などの訪問者が，ルールに従わずに農場に立ち入ると，汚染や事故が発生する可能性があります。そこで，下記の取組について，農場内のルールを決め，作業者・入場者へ周知し，遵守させます。周知の方法としては入口への掲示や入場時の口頭注意などがあります。

- ① 作業着，帽子，マスク，靴，手袋等の装着品，身の回り品の取扱い
- ② 手洗いの手順（手洗いの訓練と頻度を含む），消毒，爪の手入れ
- ③ 喫煙，飲食，痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動
- ④ トイレの利用
- ⑤ 農産物や農産物が触れる器具，容器等への接触

また，訪問者自らの安全や，農場内の作業員の安全，農産物の安全のためにも，立入禁止箇所，機械・器具や資材に触れない，農場関係者の指示に従うこと等を明確にし，禁止行為を訪問者にも徹底します。

来場される方へ

- ①農場内にはいる場合は，関係者の許可をお取りください。
- ②立入禁止区域へは立ち入らないでください。
- ③収穫・調整・出荷関係のものに手を触れないでください。
- ④農場内へのアクセサリ等の持ち込みは禁止です。
- ⑤トイレ使用後は石鹸で手を洗ってください。



図1 入場時のルールの周知

図2 農場のルール提示

ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施

確認事項

ほ場や施設から通える場所に清潔な手洗い設備やトイレ設備が確保されていること

取組事項

ほ場も含め作業する場所から短時間で行けるトイレの確保, または, 借りることのできる公共のトイレの場所を把握する。加えて, 石けん, ペーパータオル, 消毒用アルコール等の備品を準備する。

解説



図1 手洗い設備の管理

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）



図2 手洗い方法の掲示

出典：農林水産省「生鮮野菜を衛生的に保つために－栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針－（第2版）（令和3年7月最終改訂）」

必要な書類（参考様式）

- ・ ほ場・施設台帳（様式1）
- ・ 施設・設備の衛生管理マニュアル（様式13）

ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施，評価結果に基づく対策の実施

確認事項

土壌汚染に関する危害要因を分析し，リスク評価表を作成すること。また，リスク評価を行い，その結果について検証するとともに対策を実施すること

取組事項

土壌汚染に関するリスク評価を年1回以上実施し，その結果を検証し，対策を行う。

解説

<具体的な取組例>

- ・ 周辺環境を確認し，汚染源となる施設等を把握する。
- ・ 前作に使用した農薬，廃棄物，資材等による土壌汚染の可能性も考慮した作付け計画を立てる。



図1 工場排水等に注意
(提供：富山県)



図2 堆肥の廃汁流出
(提供：富山県)



図3 農業用資材の放置
(提供：富山県)

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・ リスク評価表【土壌汚染】（様式 25）

生産する農産物のカドミウム濃度が基準値を超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産される農産物のカドミウム濃度に応じた低減対策の実施。それ以外の地域においても、食品安全上のリスクをできるだけ減らすため低減対策を実施

確認事項

過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて低減対策を実施すること

取組事項

ほ場周辺で、有害物質を排出するような事業所がないことを確認する。過去に有害物質の埋設等がないか、農地の来歴を確認する。基準値を超える可能性がある場合は、灌水管理を中心とする吸収抑制対策やカドミウム低吸収性イネを利用する。

解説

カドミウム濃度が高い米が生産される可能性がある地域にある場合は、農林水産省が策定した「コメ中のカドミウム及びヒ素低減のための実施指針」（令和6年6月）等を参考に、低減対策を行います。

<具体的な取組例>

- ・ カドミウム低吸収性イネの利用
- ・ 灌水管理を中心とする吸収抑制対策
- ・ 客土
- ・ 必要に応じて、出荷前検査を実施

堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等 を通じた適正な土壌管理の実施

確認事項

(養液栽培, スプラウト類, きのこと類は省く) 有機物の活用など積極的な土づくり等を通じた適正な土壌管理を行っていること

取組事項

堆肥や緑肥などの有機物を施用することで土づくりを行う。目的に応じた適切な土壌改良資材を施用する。

解説

地力の増進は、地球温暖化の進行等が顕在化する中、気候変動の影響を受けにくい安定的な農業生産基盤の確保の観点からも重要です。特に土壌中の有機物は、土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、可給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために重要な役割を果たします。適切な土壌管理には、現状を把握することが欠かせません。土壌診断や作物診断等を実施し、作物特性やデータに基づいた適正な施肥に努めましょう。



図1 堆肥散布
(提供：富山県)



図2 緑肥すき込み (ヘアリーベッチ)
(提供：富山県)

出典：国際水準 GAP ガイドライン (指導マニュアル)

必要な書類 (参考様式)

- ・ 生産履歴台帳 (様式 6)
- ・ 生産工程チェックリスト (様式 12)

土壌の侵食を軽減する対策の実施

確認事項

(土壌の浸食を受けやすいほ場の場合) 侵食を軽減する取組を実施していること

取組事項

必要に応じて、作物を栽培していない時期に被覆作物を栽培する。防風措置を施す。畦畔や土手が崩れないように、補修・維持・強化する。

解説



畦畔を壊すと、土壌侵食がすすみ、表土が流出します。流亡した土は、他への汚染源にもなり、崩れた畦畔は、労働安全上も危険です。

図1 表土の流出

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

使用する水の水源を確認し、水に含まれる 危害要因による農産物の安全性に関する 評価と、評価結果に基づく対策を実施

確認事項

- (1) 水源周辺に水を汚染する施設や物質がないかなど、使用する水の水源の安全性を確認し記録すること。
- (2) (洗浄施設がある場合) 収穫後に使用する水は、飲用に適する水を使用するか、水質検査で安全性を確認した水を使用すること

取組事項

- (1) 使用する水の水源を確認し生産履歴台帳に記録（水道水，畑かん用水，井戸水，川・池等）する。栽培期間中の水は，使用前に水の濁りや異臭がないことを確認する。
- (2) (洗浄施設がある場合) 収穫後に使用する水は，飲用に適する水を使用するか，水質検査で安全性を確認した水を使用する。

解説



図1 汚染源の例（冠水の発生）

出典：国際水準 GAP ガイドライン（指導マニュアル）

必要な書類（参考様式）

- ・ 生産履歴台帳（様式6）
- ・ 生産工程チェックリスト（様式12）
- ・ （洗浄施設がある場合）水質検査の結果